赤ちゃんが生まれたら

新生児聴覚スクリーニング検査を受けましょう

生まれてくる赤ちゃんの1,000人のうち、1～2人は耳のきこえに障がいがあると言われています。
**　きこえの障がいは、早く発見され生後６か月ごろまでに、適切な支援を開始することで、お話しする力やコミュニケーション能力を高めることが出来ます。**

この検査は、赤ちゃんが眠っているときに小さな音を聞かせて、その反応をみる検査です。検査は数分間で、薬の使用はなく痛みや副作用はありません。

両耳に聞こえの障がいがある赤ちゃんは、早く発見して補聴器を装用（補聴器を装用しても音声の聞き取りが困難な場合は人工内耳の適応を考慮）し、早く聞く力や話す力をつける練習をできるようにします。

**　多くの場合は、出産された医療機関で、生後2～4日に検査を行いますので、ぜひ新生児聴覚スクリーニング検査を受けてください。**

滋賀県内で新生児聴覚スクリーニング検査を実施している。医療機関は２３機関（令和７年５月現在）です。実施医療機関一覧は、裏面を確認してください。
滋賀県のホームページに、情報がありますので参考にしてください。

出産する施設で、新生児聴覚スクリーニング検査を受けられない場合

　赤ちゃんの眠っている時間が少なくなると、薬を使って検査することになったり、正しい検査結果にならない場合があるので、なるべく早く検査を受けるようにしてください。　（スクリーニング検査の結果、より詳しい精密検査が必要な場合は生後３か月までに）

　滋賀県内では、１２の医療機関が外来で検査を実施しています。滋賀県のホームページにある「外来で新生児聴覚検査を受けることが出来る医療機関一覧」を参考にし、予約は医療機関へお問い合わせください。
検査の費用は、医療機関が定めていますので医療機関へお問い合わせください。

※新生児聴覚検査でリファー（要再検）の場合は聴力の精密検査が必要です。
また先天性サイトメガロウイルス感染の確定検査の実施が推奨されています。

耳のきこえについて心配なことがあれば、
お住まいの市町の保健センターにご相談ください

滋賀県健康づくりキャラクター「しがのハグ＆クミ」

<滋賀県>
滋賀県子ども若者部子育て支援課　　TEL　077-528-3567